

「公益信託片山和夫社会福祉奨学基金」 奨学金給付対象者募集のお知らせ

公益信託 片山和夫社会福祉奨学基金
受託者 株式会社りそな銀行

本公益信託は、高齢者・障害者福祉に強い関心を持ち、自らが介護福祉士の資格取得を目指されておられた、故片山和夫氏の遺志を引継ぎ、故片山和夫氏のご家族である片山昌子氏、片山隆夫氏、中大路恵美子氏、片山博彦氏（追加寄付）が共同して資金を拠出し、高齢者や障害者の看護・介護に従事する人材の養成を図り、社会福祉の向上に寄与することを目的として設定されました。（この公益信託の概要につきましては、以下の通りです。）この公益信託の趣旨に応じて多数の方からの申し込みを受け、これまでの奨学金の受給者は、100名を越え、看護師・社会福祉士・介護福祉士などの資格を取得してご活躍されておられる方も増えております。

つきましては、平成27年度の奨学金給付対象を以下のとおり募集いたしますので、奨学金（1人あたり月額2万円）の受給を希望される方は、募集要項に基づき、事務局宛てご連絡ください。

《公益信託の概要》

名称：公益信託 片山和夫社会福祉奨学基金

基金設立：平成5年1月

財産：金銭 当初8千万円

目的：看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士等、精神保健福祉士等の資格取得を志す者に対して奨学金を給付することにより、高齢者や障害者の看護・介護に従事する人材の養成を図り、社会福祉の向上に寄与すること。

《募集要項》

応募資格：看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の資格取得のための専門学校等に在学する方で次の各号のいずれかに該当する方

- (1)兵庫県下の専門学校等に在学する方
- (2)兵庫県出身で他府県の専門学校等に在学する方

提出書類：本公益信託所定の「奨学金給付申請書」「履歴書」「同意書」ならびに所得の証明書の写し（源泉徴収票または市町村で発行する所得証明書などで所得金額の記載があるもの）

提出期限：平成27年 5月29日（到着分）

給付の決定：本公益信託運営委員会の審議により、給付の可否ならびに給付金額を決定します。

報告：奨学金給付者には、学年の修了後、所定の「近況報告書」を提出していただきます。

事務局 〒135-8581
東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟
株式会社りそな銀行 信託サポートオフィス 公益信託担当
TEL (03) 6704-3325